

70～74 歳の方の医療費のご案内

医療機関や薬局に支払う医療費は、所得状況に応じた健康保険の負担割合と、

1か月あたり(1日～末日まで)の自己負担限度額が決められています（高額療養費制度）。

オンライン資格確認または『限度額適用認定証（限度額適用認定・標準負担額減額認定証）』の発行、『資格確認書』の限度額適用区分の記載申請をすることで、窓口での支払いをそれぞれの所得区分の自己負担限度額に留めることができます。

- 令和8年8月1日から医療費の自己負担限度額が変わり、新たに年間上限が新設されました。
- 令和8年7月31日をもって、従来の健康保険証は使用できなくなりました。

<オンライン資格確認について>

① マイナンバーカードを利用の方

カードリーダー読み取り時に限度額情報の提供に同意をすることで医療機関が自己負担限度額を確認することができます。

② 資格確認書を利用の方

限度額情報の提供に同意することで、医療機関が自己負担限度額を確認することができます。もしくは加入している健康保険へ『限度額適用認定証』の交付手続きや、『資格確認書』への限度額適用区分の記載申請をすることも確認することができます。

※申請手続きを希望される方は裏面をご確認ください。

■ 自己負担限度額(月額)の一覧表

負担割合	所得区分	自己負担限度額			年間上限 ※2
		外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	多数回 該当※1	外来+入院 (世帯ごと)
3割	現役並み所得 Ⅲ (標準報酬月額 83 万円以上)	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1%		140,100 円	1,680,000 円
	現役並み所得 Ⅱ (標準報酬月額 53 万円～79 万円)	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1%		93,000 円	1,110,000 円
	現役並み所得 Ⅰ (標準報酬月額 28 万円～50 万円)	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1%		44,400 円	530,000 円
2割	一般	22,000 円 (年間上限 216,000 円)	61,500 円	44,400 円	530,000 円 ※3
1割	低所得 Ⅱ (住民税非課税世帯)	11,000 円 (年間上限 96,000 円)	25,700 円	24,600 円	290,000 円
	低所得 Ⅰ (年金年収 80 万円以下等)	8,000 円	15,700 円		180,000 円

※1 多数回該当：過去1年以内に同じ世帯（同一被保険者）で、3回以上高額療養費に該当した場合には、4回目からは自己負担限度額が引き下げとなります。

※2 年間上限：令和8年8月1日以降の医療費から適用されます。

※3 一般所得：合算所得金額が、「～約200万円（標準報酬月額：～15万円）」区分に該当することが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いされます。

■ 自己負担限度額の対象外になるもの

・入院時の食事代

所得の区分		1食あたりの食事代
一般		550 円
非 住 課 民 税 税	低所得Ⅱ	90 日までの入院…270 円 90 日を超える入院…220 円
	低所得Ⅰ	130 円

- ・ 難病医療費助成制度を利用している所得区分「一般」の方の食事代は1食 330 円です。
- ・ 低所得Ⅰ・Ⅱの方は左表と同様です。
- ・ 療養病床に入院時は、一部異なります。

- ・ 診断書等の文書料
- ・ 差額ベッド代
- ・ レンタル代（病衣・タオル・日用品など）
- ・ 保険適用外の診療
- ・ 居住費
- ・ おむつ代 など

■ 『限度額適用認定証』・『資格確認書』の手続きについて

■ 申請窓口

国民健康保険 : お住まいの区市町村の国民健康保険の担当課
全国健康保険協会（協会けんぽ）: 加入している全国健康保険協会の各都道府県支部
健康保険組合・共済組合など : 加入している健康保険組合・共済組合

■ 必要なもの

申請書、身分証明書、資格情報が分かるもの（資格情報のお知らせ・資格確認書の写し、またはマイナポータルの資格情報画面もしくはダウンロードした PDF）など

※申請に必要な書類等は各申請窓口にご確認ください。

※加入している健康保険や区市町村によって実施状況が異なる場合があります。

■ その他

- ・ 『限度額適用認定証』は申請した月の1日から有効となります。有効期限がある場合は、必要に応じて更新手続きが必要です。『資格確認書』の有効期限は加入している健康保険、区市町村によって異なる場合があります。
- ・ 受診者・医療機関ごと（入院と外来、医科と歯科は別計算）に、1か月（1日～末日まで）に支払った保険診療の自己負担分が、高額療養費制度の対象になります。
- ・ 同一の健康保険に加入している方は、すべての医療費を合算することができる場合があります。たとえば「同じ月に複数回受診している」「複数の医療機関を受診している」「院外薬局で薬の処方がある」などです。合算した金額が、その月の自己負担限度額を超えた場合は、後日払い戻し手続きができます。
- ・ オンライン資格確認ができなかった場合や『限度額適用認定証』の手続きまたは『資格確認書』の限度額適用区分の記載申請が間に合わず、窓口で医療費の支払いをした場合、後日、自己負担限度額を超えた分を払い戻し手続きができます。その際は、領収証と振込口座が分かるものが必要です。
- ・ 加入している健康保険によっては、付加給付があります。加入している健康保険にご確認ください。

制度についての詳細は、当院中央棟1階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表）（内線 2081, 2084, 2489）